

一般社団法人日本看護学教育学会  
(Japan Academy of Nursing Education)

利益相反に関する指針細則

1. 本会学術集会等での発表
  - 1) 本会の学術集会、関連セミナー、講演会等で発表や講演を行う筆頭演者は、当該演題発表に係る、「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」（指針5「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」の定義に記載の5項目）との関係について明らかにする。具体的には、演題登録時から遡って過去1年以内での当該発表内容に関わる利益相反（Conflict of Interest、以下「COI」という。）状態を演題登録システム上で申告する。また講演の冒頭、発表スライドの最初、あるいはポスターの最後に開示例にならい開示する。
  - 2) COI状態に「有る」場合は、「本法人の学会誌等で発表を行う著者の利益相反（COI）申告書（様式1）」に記載し、学術集会主催の場合は学術集会長に、理事会主催の場合は理事長に届け出る。
  - 3) 1)に定める「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」とは、看護学教育に関し、本法人と次のような関係を有する企業・組織や団体をいう。
    - (1) 看護学教育に関する開発や研究を依頼し、または共同で行った関係（有償無償を問わない）
    - (2) 看護学教育で評価される教材、機材などに関連して特許権などの権利を共有している関係
    - (3) 看護学教育で使用される教材、機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
    - (4) 看護学教育に対して研究助成・寄付などを行っている関係
    - (5) 看護学教育で開発中の教材や機材などを提供している関係
2. 本学会誌での発表
  - 1) 本会の学会誌、日本看護学教育学会誌で発表を行う全ての著者は、「看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」との関係について明らかにする。具体的には、当該研究の遂行や論文作成において、1. 3)に規定された企業・組織または団体とのCOI状態を「本法人の学会誌等で発表を行う著者の利益相反（COI）申告書（様式2）」に記載し、電子投稿システムにアップロードする。
3. 本会役員、学術集会長、各種委員会等委員などのCOI自己申告

- 1) 本会の理事長、副理事長、理事、監事、学術集会会長、各種委員会等の委員は、就任時に、過去1年以内での本細則1. 3)に規定された企業や組織、団体との関係について自己申告しなければならない。また、新たなCOI状態が発生した場合には修正申告、あるいは任期3年目となる場合は、すみやかに自己申告する。
- 2) これらの者が行うCOIの自己申告は、本会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限る。
- 3) 自己申告するCOI状態は、様式3に基づくオンライン申告システムに従い申告する。

#### 4. COI自己申告の基準

以下の各号に開示すべき事項および自己申告が必要な基準を定める。

- 1) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とする団体の役員、顧問職等に就任し、1つの企業・団体からの報酬が年間100万円以上の場合
- 2) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とする団体の株式等を保有し、年間利益（配当、売却額の総和）が100万円以上又は株式保有の場合
- 3) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とする団体に対し、対象者の有する特許権等の使用許諾、貸与をし、使用料が年間100万円以上の場合
- 4) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体から、日当、講演料等の報酬を受け取り、1つの団体から報酬合計が年間50万円以上の場合
- 5) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体から、パンフレットなどの執筆に対して原稿料等を年間100万以上受け取った場合
- 6) 看護学教育に関連する企業・組織や営利を目的とした団体が提供する、受託研究、共同研究、奨学寄附金等を受け取り、1つの研究に対して受領した金額が年間合計200万円以上の場合
- 7) 看護学教育に関連する企業・組織・営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合
- 8) 1)～7)に定める場合以外で、看護学教育に関連する企業・組織、営利を目的とする団体から報酬等（研究とは関係のない旅行、贈答品等を含む）を受け取り、その合計が年間10万円以上の場合

#### 5. COI申告書の管理

本細則に基づいて学会に提出されたCOI申告書は、本会事務所において理事長の監督の下、個人情報として2年間または任期満了の日まで厳重に保管され、原則的に部外秘とする。保管期間を経過した後は、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要

な期間を定めて削除・廃棄を保留できるものとする。

COI 申告書は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反委員会が随時利用できるものとする。

#### 6. 申告書の COI 状態の開示および公開

当該申告者の COI 状態について、疑義もしくは社会的・道義的問題が生じた場合には、理事会の議を経て、必要な事項について本会内部に開示あるいは社会へ公表するものとする。

#### 7. 疑義が発生した場合の対応

- 1) COI 自己申告内容に関して疑義が生じた場合、理事長は利益相反委員会に当該事例に関する検討を諮問する。
- 2) 利益相反委員会は疑義が生じている当該会員等に対し、十分なヒアリングを行った上で事実確認を行い、理事長に結果を答申する。
- 3) 理事長は利益相反委員会の答申をもとに理事会で当該事例に関する対応を審議して対応を決定し、当該会員等に通知する。
- 4) 当該会員等が指摘された COI 状態の説明責任を適切に果たせない場合、虚偽の内容・程度により、論文発表の差し止めや掲載論文の撤回、発表の差し止め、発表の撤回等の措置を検討する。
- 5) COI 自己申告に関する疑義の通報者については、通報に係る秘密保持の徹底を図る。

#### 8. 不服申し立て

被措置者は措置内容に不服がある時は、措置に関する通知があった 30 日以内に本人が理事長あてに不服申し立てを請求することができる。理事長は、不服申し立ての審査請求を受けた場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置して対応を審議する。

#### 9. 改正

本細則は、理事会の決議により改正することができる。

#### 附則

本細則は、2021 年 6 月 20 日より施行する。ただし、2022 年 4 月 1 日から本格施行とし、それまでは試行期間とする。

本細則は、2022 年 7 月 28 日より施行する。